

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う政令及び規則の制定について（案）

平成 29 年 6 月 21 日
原子力規制庁

1. 概要

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号。以下「改正法」という。）は、平成 29 年 4 月 14 日に公布された。

改正法附則第 1 条第 2 号では、同法第 1 条の規定（核燃料物質の使用者及び国際規制物資使用者に係る規制の適正化）等については、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日に施行すると規定している。

これを受け、改正法の一部の施行期日を定める政令及び同施行に伴う関係政令の整理に関する政令について、別紙 1 及び 2 のとおり制定することとしたい。

また、改正法第 1 条の規定の施行のために整備することが必要となる規則の案については、別紙 3 及び 4 のとおり行政手続法に基づく意見募集を 5 月 11 日から 6 月 9 日まで行った。この結果を踏まえ、別紙 5 のとおり、当該規則を制定することとしたい。

さらに、改正法を受け、「原子力規制委員会文書管理要領」及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」について所要の改正を行いたい。

2. 施行日政令等の制定について

改正法第 1 条の規定等の施行に伴う政令については、別紙 1 及び 2 のとおり、当該施行日を平成 29 年 7 月 10 日とするとともに、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令等について条項番号の整理など法技術的な改正を行う。

3. 意見募集の結果及び規則の制定について

意見募集の結果及び規則の制定については別紙 3～5 のとおり。

4. 文書管理要領及び審査基準の改正について

改正法を受け、関連する核燃料物質使用者及び国際規制物資使用者の合併・分割の認可等に係る専決及び審査基準について、「原子力規制委員会文書管理要領」及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」を改正する。

その際、製錬事業者、加工事業者及び試験研究用等原子炉設置者について既に規定している本件専決についても、規定の見直しを行う。

具体的な内容については別紙 6 のとおり。

(参考)現在規定されている専決者

	製錬	加工	実用炉	試験炉	研開炉	再処理	埋設	廃棄	貯蔵
専決者	主管部 等の長	主管部 等の長	主管課 等の長	主管部 等の長	主管課 等の長	主管課 等の長	主管課 等の長	主管課 等の長	主管課 等の長

5. その他

別紙 1、2 及び 5 に掲げる政令・規則のほか、別紙 7 に掲げる規則・告示についても条項番号の整理など法技術的な改正を行う。

その他、関連する内規についても条項番号の整理など法技術的な改正を行う。

6. 今後の予定

- ・ 政令の閣議決定 平成 29 年 6 月下旬（予定）
- ・ 政令及び規則等の公布 同年 6 月下旬～7 月上旬（予定）
- ・ 政令及び規則等の施行 同年 7 月 10 日

〈資料一覧〉

- 別紙 1 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（案）
- 別紙 2 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（案）
- 別紙 3 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（案）に対する意見募集の結果について
- 別紙 4 意見公募手続を通じて寄せられた当該関係規則に関するその他の御意見及びその回答
- 別紙 5 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（案）
- 別紙 6 文書管理要領及び審査基準の改正について
- 別紙 7 関係する規則及び告示の規定の整理について

政令第 号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年七月十日とする。

政令第 号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「第五十六条の三第一項」を「第五十七条第一項」に改める。

第四十二条中「第五十七条第二項」を「第五十六条の三第二項」に改める。

第五十三条中「第六十条第二項」を「第六十条第一項」に改める。

第五十九条中「第六十七条第四項」を「第六十七条第五項」に改める。

第六十一条中「第六十八条第八項」を「第六十八条第九項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」

に改める。

第六十三条第二項の表第七号中「第六十条第二項」を「第六十条第一項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。次号において同じ。）」に改め、同表第八号中「第六十条第二項」を「第六十条第一項」に改める。

（原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部改正）

第二条 原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第五十六条の三第四項、第五十七条第一項」を「第五十六条の三、第五十七条第四項」に改め、「若しくは第二項」及び「、第五十七条の四、第五十七条の五」を削る。

附 則

この政令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年七月十日）から施行する。

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（案）に対する意見募集の結果について

1. 意見公募概要

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（案）について、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続を実施した。

期 間：平成29年5月11日から同年6月9日（30日間）

対 象：原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則

方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX

御意見数：0件

2. 意見公募への対応

意見公募手続の対象とした規則改正案に対する御意見はなかった。なお、意見公募手続の対象ではないものの、意見公募手続を通じて寄せられた当該関係規則に関するその他の御意見は別紙4のとおり。

3. 規則の制定等

意見公募の結果を踏まえ、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則」を別紙5のように制定することとしたい。

また、施行期日は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日としたい。

意見公募手続を通じて寄せられた当該関係規則に関するその他の御意見及び回答

No.	御意見（原文）	回答
1	<p>(1)核燃料物質管理報告書の様式について、その他の増加とは別に事故増加の欄の追加を希望します。</p> <p>(2)同様式の、消費、廃棄、損失の項目名称について。実態上、廃棄が不可であるならば、項目名称から廃棄を削除してはいかがでしょうか。</p>	<p>核燃料物質管理報告書の様式については、今般の法改正とは別途、今後見直しを行うことを考えています。</p> <p>見直しを行うに当たっては、国際規制物資の管理状況等の実態を把握することが必要なため、平成29年7月に全国国際規制物資使用者に対し、実態把握のためのアンケートを行う予定です。その結果に基づき、今年度中を目途に様式の適切な記載内容の再検討を行いたいと考えています。</p>
2	<p>現在、国際規制物資の使用等に関する規則第7条21項に従い、核燃料物質管理報告書（様式16）を提出しているが、この様式の期中増加、「その他の増加」を記入する際、事故増加の場合、余白部にその理由を記入する必要がある。</p> <p>そこで、「その他の増加」に加え「事故増加」の記入欄を追加することを検討頂きたい。</p>	<p>今回頂いた御意見は、その過程において参考にさせていただきます。</p>

○原子力規制委員会規則第 号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第五十六条の三、第五十七条の八第六項及び第八項並びに第六十条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則を次のように定める。

平成二十九年 月 日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- 一 核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号） 別表第一
- 二 国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号） 別表第二
- 三 核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号） 別表第三
- 四 核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十五号） 別表第四

第二条 前条各号に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

四 標記部分に二重傍線を付した規定又は二重傍線を付した見出しを改正前欄に掲げている場合であつて、改正後欄にこれらに対応するものを掲げていないときは、当該規定又は見出しを削ること。

五 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年 月 日）から施行する。

（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部改正）

第二条 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十

四年 文部科学省 令第二号）の一部を、別表第五により改正する。この場合において、改正前欄に掲げる規
経済産業省

定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるものとする。

別表第一 核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（核燃料物質の使用の許可の申請）</p> <p>第一条の二 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>一 三 「略」</p> <p>四 法人にあつては、役員の名及び履歴並びに登記事項証明書</p> <p>3 「略」</p> <p>（合併及び分割の認可の申請）</p> <p>第二条の十の二 第五十五条の四第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>二 使用の場所</p> <p>三 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>四 合併又は分割の方法及び条件</p> <p>五 合併又は分割の理由</p> <p>六 合併又は分割の時期</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し</p> <p>二 合併後存続する法人又は吸収分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承</p>	<p>（核燃料物質の使用の許可の申請）</p> <p>第一条の二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 三 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「条を加える。」</p>

- 継する法人が現に使用者でない場合にあつては、その法人の登記事項証明書
- 三 前号に規定する法人が現に行つてゐる事業の概要に関する説明書
- 四 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人の役員となるべき者の氏名及び履歴
- 五 前号に規定する法人が法第五十四条第一号、第二号及び第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 六 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類
- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(記録)
第二条の十一 「略」

記録事項	項目	記録すべき場合	保存期間
一七 「略」	八 第二条の十一の十に規定する防護措置の記録	「略」	「略」
イ 「略」	ロ 第二条の十一の十第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入る者への同項第五号イ及びロに規定する証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名	「略」	「略」
ハ 第二条の十一の十第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又		「略」	「略」

(記録)
第二条の十一 「同上」

記録事項	項目	記録すべき場合	保存期間
一七 「同上」	八 第三条の三に規定する防護措置の記録	「同上」	「同上」
イ 「同上」	ロ 第三条の三第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入る者への証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名	「同上」	「同上」
ハ 第三条の三第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項		「同上」	「同上」

は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み又は持出しの点検の状況及びその担当者の氏名

ニ
スリ 「略」

「略」

「略」

2
8 「略」

(管理区域への立入制限等)

第二条の十一の三 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者

は、管理区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 管理区域については、次の措置を講ずること。

イ 壁、柵等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線業務従事者以外の者が当該区域に立ち入る場合は、放射線業務従事者の指示に従わせること。

ロ 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。

ハ 床、壁その他人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染されたものの表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める表面密度限度を超えないようにすること。

ニ 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品(その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度がハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

二 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ 人の居住を禁止すること。

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域

第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み又は持出しの点検の状況及びその担当者の氏名

ニ
スリ 「同上」

「同上」

「同上」

2
8 「同上」

「条を加える。」

に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。

(線量等に関する措置)

第二條の十一の四

法第五十六條の三第一項の規定により、使用者

は、放射線業務従事者の線量等に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにすること。

二 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

2 前項の規定にかかわらず、使用施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、核燃料物質の使用に重大な支障を及ぼすおそれのある使用施設等の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者に限る。）をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を使用者に書面で申し出た者であること。

二 緊急作業についての訓練を受けた者であること。

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第三項に規定する副原子力防災管理者で

「条を加える。」

あること。

(放射性物質による汚染の状況等の測定)

第二条の十一の五

法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、放射性物質による汚染の状況等の測定に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、この限りでない。

一 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率並びに管理区域における放射性物質による汚染の状況の測定は、これらを知るために最も適した箇所において、かつ、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこれらの値を算出することができる。

二 放射線業務従事者の線量の測定は、次に定めるところにより行うこと。

イ 外部放射線に被ばくすることによる線量の測定は、これを知るために最も適した人体部位について、放射線測定器を用いて測定すること。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合にあつては、計算によつてこの値を算出することとする。

ロ イの測定は、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。

ハ 人体内部に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすることによる線量の測定は、原子力規制委員会の定めるところにより、放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場合に行うこと。

三 放射性物質による人体及び人体に着用している物の表面の汚染の状況の測定は、放射性物質によつて汚染されるおそれのある人体部位の表面及び人体に着用している物の表面であつて放射性物質によつて汚染されるおそれのある部分について、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測

「条を加える。」

定することが著しく困難である場合には、計算によつてこの値を算出することができる。

四 前号の測定は、放射性物質を経口摂取するおそれのある場所において、当該場所から人が退出するときにを行うこと。

(核燃料物質の使用)

第二条の十一の六 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、次の各号に掲げる核燃料物質の使用に関する措置を採らなければならぬ。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、第三号及び第六号の規定は、適用しない。

一 核燃料物質の使用は、使用施設において行うこと。
二 使用施設の目につきやすい場所に、使用上の注意事項を掲示すること。

三 核燃料物質を使用する場合は、作業衣等を着用して作業し、かつ、これらの作業衣等は、使用施設外において着用しないこと。

四 核燃料物質の使用は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

五 核燃料物質の使用に必要な知識を有する者に行わせること。

六 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を發揮できる状態に維持しておくこと。

(工場又は事業所内の運搬)

第二条の十一の七 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が原子

「条を加える。」

「条を加える。」

力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。)であつて放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の原子力規制委員会の定める障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器(第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。)及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具(以下この条において「運搬機器」という。)の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二条の十一の三第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。

七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する

-
- 八 車両以外の車両の立入りを制限すること。
 - 八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。
 - 九 核燃料物質等の取扱いに關し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。
 - 十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。
 - 2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。
 - 3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。
 - 4 使用者は、核燃料物質等の運搬に關し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に關する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を使用施設等を設置した工場又は事業所内において運搬することができる。

（貯蔵）

第二条の十一の八 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者

は、核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、第三号及び第八号の規定は、適用しない。

一 核燃料物質の貯蔵は、貯蔵施設において行うこと。

二 貯蔵施設の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。

三 貯蔵施設には、核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を採ること。

四 核燃料物質を貯蔵する場合において、核燃料物質の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

五 核燃料物質の貯蔵は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

六 六ふつ化ウランの貯蔵は、六ふつ化ウランが漏えいするおそれがない構造の容器に封入して行うこと。

七 核燃料物質（前号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）の貯蔵は、核燃料物質が漏えいするおそれがない構造の容器に封入して行うこと。ただし、グローブボックスその他の気密設備の内部において貯蔵を行う場合その他核燃料物質が漏えいするおそれがない場合は、この限りでない。

八 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しておくこと。

（工場又は事業所内の廃棄）

第二条の十一の九 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わせるとともに、廃

「条を加える。」

「条を加える。」

-
- 棄に当たつては、廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。
- 二 放射性廃棄物の廃棄に従事する者以外の者が放射性廃棄物の廃棄作業中に廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。
- 三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
- イ 排気施設によつて排出すること。
- ロ 放射線障害防止の効果を持った廃気槽に保管廃棄すること。
- 四 前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によつて排気中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口において又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。
- 五 第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。
- 六 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
- イ 排水施設によつて排出すること。
- ロ 放射線障害防止の効果を持った廃液槽に保管廃棄すること。
- ハ 容器に封入し、又は容器に固化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。
- ニ 放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。
- ホ 放射線障害防止の効果を持った固化設備で固化すること。
-

- 七 前号イの方法により廃棄する場合は、排水施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈その他の方法によつて排水中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口において又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。
- 八 第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。
- 九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。
- ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。
- ハ 容器のふたが容易に外れないものであること。
- 十 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に固型化するときは、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できるものであること。
- 十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。
- イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。
- ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい

過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を採ること。

ハ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該放射性廃棄物に関して第二条の十一の規定に基づき記録された内容と照合できるような整理番号を表示すること。

ニ 当該廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。

十二 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。

ロ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ ロの方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

十三 第九号、第十号及び第十一号（同号イを除く。）の規定は、前号ロの方法による廃棄について準用する。

十四 第十一号ロ及びニの規定は、第十二号ハの方法による廃棄について準用する。

十五 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しておくこと。

（防護措置）

第二条の十一の十 法第五十六条の三第二項の規定により、使用者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を採らなければならない。

一 照射されていない次に掲げる物質

イ プルトニウム（プルトニウム二三八の同

次項に定める措置

「条を加える。」

<p>位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。 以下この表において同じ。）及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの（第十号に掲げるものを除く。）</p> <p>ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの</p> <p>ハ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が二キログラム以上のもの</p> <p>二 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以下のもの（第十号に掲げるものを除く。）</p> <p>三 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）</p> <p>四 照射されていない次に掲げる物質</p> <p>イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの（第十号に掲げるものを除く。）</p>	<p>第三項に定める措置</p>
---	------------------

<p>ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超え五キログラム未満のもの</p> <p>ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの</p> <p>ニ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの</p> <p>五 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面からメートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時以下のもの（第十号に掲げるものを除く。）</p> <p>六 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）</p> <p>七 照射された第四号に掲げる物質であつて、その表面からメートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時を超えるもの（第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）</p> <p>八 照射されていない次に掲げる物質</p> <p>イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が十五グラムを超え</p>	
<p>第四項に定める措置</p>	

-
- 五百グラム以下のもの（第十号に掲げるものを除く。）
- ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十五グラムを超え一キログラム以下のもの
- ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超え十キログラム未満のもの
- ニ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超え百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの
- ホ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの
- 九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時を超えていたもの並びに次号及び第十一号に掲げるものを除く。）
- 十 令第三条第一号イ、第二号又は第三号に規定する特定核燃料物質（放射性廃棄物を封入
-

(圧縮して封入する場合に限る。)し、又は固型化した容器に内包されるもの(次号に掲げるものを除く。)に限る。)

十一 令第三条第二号又は第三号に規定する特定核燃料物質(使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物に含まれるものであつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。)

2

前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 特定核燃料物質の防護のための区域(以下「防護区域」という。)を定め、当該防護区域を鉄筋コンクリート造りの障壁等の堅固な構造の障壁によつて区画すること。

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域(以下「周辺防護区域」という。)を定め、当該周辺防護区域を柵等の障壁によつて区画し、及び当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができ装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域(以下「立入制限区域」という。)を定め、柵等の障壁によつて区画すること。

四 見張人に、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への人の侵入を監視するための装置の有無並びに防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域を巡視させること。

五 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 業務上防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に常時立

ち入ろうとする者については、当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下この号において「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。

ロ 防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ろうとする者（イに掲げる証明書等を所持する者（以下「常時立入者」という。）を除く。）については、その身分及び当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。

ハ ロに掲げる証明書等を所持する者が防護区域に立ち入る場合は、当該防護区域内において常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

六 防護区域及び周辺防護区域への業務用の車両以外の車両の立ち入りを禁止すること。ただし、防護区域又は周辺防護区域に立ち入ることが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

七 防護区域内及び周辺防護区域内に、それぞれ駐車のために供する区域を定め、防護区域又は周辺防護区域に立ち入る車両は、当該駐車のために供する区域内に駐車させること。ただし、防護区域又は周辺防護区域に立ち入ることが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

八 防護区域及び周辺防護区域の出入口においては、次に掲げる措置を講ずること。ただし、イ又はロに掲げる点検については、これと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずる場合は、当該点検を省略することができる。

イ 特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のた

めに必要な設備若しくは装置に対する破壊行為の用に供される物品（持込みの必要性が認められるものを除く。）の持込み及び特定核燃料物質（持出しの必要性が認められるものを除く。）の持出しが行われないように点検を行うこと。

ロ 第五号イ及びロに掲げる証明書等を所持する者が物品を防護区域に持ち込み又は防護区域から持ち出そうとする場合は、当該防護区域の出入口において、イの点検のほか、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、金属を検知することができる装置及び特定核燃料物質を検知することができる装置を用いて点検を行うこと。

ハ 見張人に出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知し、表示することができ、装置を設置した場合は、当該出入口については、この限りでない。

九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質は、防護区域内に置くこと。

ロ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に置かれている特定核燃料物質については、この限りでない。

(1) 施設の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知し、表示することができる装置を設置すること。

(2) 施設に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該施設に立ち入ることを認めた者以外の者の当該施設への立入りを禁止すること。

(3) 施設内の作業については、二人以上の者に同時に行わせること。

(4) 見張人に、施設への人の侵入を監視するための装置の有

- 無並びに施設における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該施設の周辺を巡視させること。
- ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その取扱いに係る特定核燃料物質又は設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定した者に報告させること。
- ニ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その日の作業の終了後に、その取扱いに係る特定核燃料物質並びに設備及び装置について点検を行わせ、当該点検において、当該特定核燃料物質又は設備若しくは装置について異常が認められた場合には直ちにその旨を、異常が認められない場合にはその旨を、あらかじめ指定した者に報告させること。
- 十 特定核燃料物質の工場又は事業所内（周辺防護区域内を除く。）の運搬については、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印すること。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。
- ロ 見張人に運搬する特定核燃料物質を監視させること。
- 十一 人の侵入を監視するための装置（以下この号において「監視装置」という。）を設置する場合は、次に掲げるところによること。
- イ 監視装置は、人の侵入を確実に検知して速やかに表示する機能を有するものであること。
- ロ 監視装置を構成する装置であつて人の侵入を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。
- 十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 鍵及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。
- ロ 鍵又は錠について不審な点が認められた場合には、速やか

-
- に取替え又は構造の変更を行うこと。
- ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認められた者については、この限りでない。
- 十三 使用施設等及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて、妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。
- 十四 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。
- 十五 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設し、その機能を常に維持するための措置を講ずること。
- 十六 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置については、点検及び保守を行い、その機能を維持すること。
- 十七 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 見張人が常時監視を行うための詰所を設置すること。
- ロ 見張りを行っている見張人と見張人の詰所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができないようにすること。
- ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、見張人の詰所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。
- ニ 見張人の詰所から関係機関への連絡は、定期的に、二以上
-

の連絡手段により、かつ容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

十八 火災等により見張人の詰所が使用できない場合に、見張人が見張人の詰所以外の場所から常時監視を行い、前号ロからニまでに掲げる措置と同等以上の措置を講ずること。

十九 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、特に、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者の指定その他の特定核燃料物質の防護に関する秘密の管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

イ 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為（以下「妨害破壊行為等」という。）の脅威に関する事項

ロ 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置に関する詳細な事項

ハ 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項

ニ 特定核燃料物質の防護のために必要な体制に関する詳細な事項

ホ 見張人による巡視及び監視に関する詳細な事項

ヘ 第二十二号に規定する緊急時対応計画に関する詳細な事項

ト 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の評価に関する詳細な事項

チ 令第三条第一号イ、ロ及びホに掲げる特定核燃料物質（取扱いが容易な形態のものに限る。）の貯蔵施設に関する詳細な事項

リ 特定核燃料物質の工場又は事業所内の運搬に関する詳細な

事項

二十 従業者に対し、その職務の内容に応じて特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練を行うこと。

二十一 特定核燃料物質の防護のために必要な体制を整備すること。

二十二 妨害破壊行為等が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

3 第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、前項（第二号及び第八号口を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」と、同項第五号中「防護区域及び立入制限区域」とあるのは「防護区域及び立入制限区域」と、同項第六号中「防護区域及び周辺防護区域」とあり、及び「防護区域又は周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内及び周辺防護区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内に」と、同項第八号中「防護区域及び周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第十号中「周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第十一号中「防護区域内若しくは周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、「周辺防護区域の」とあるのは「防護区域の」と、同項第十二号中「防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設」とあるのは「防護区域若しくは立入制限区域又は施設」と、同項第十七号中「防護区域

内、周辺防護区域内及び立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と読み替えるものとする。

4 第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、第二項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十三号、同項第十四号、同項第十六号、同項第十七号（同号イ、ロ及びハを除く。）及び同項第十九号から第二十一号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、「当該防護区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」とあり、及び「防護区域又は周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内及び周辺防護区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内に」と、「防護区域又は周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第十七号中「見張人の詰所から」とあるのは「見張人から」と、「定期的」に、二以上の連絡手段により、かつ容易に傍受できない方法により迅速」とあるのは「迅速」と読み替えるものとする。

一 防護区域を定めること。

二 見張人に防護区域の出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠した場合は、当該出入口については、この限りでない。

三 特定核燃料物質が貯蔵され又は保管廃棄されている施設（以下この号において「貯蔵施設等」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 貯蔵施設等に立ち入ることが特に必要な者であることを確

認の上当該貯蔵施設等に立ち入ることを認められた者以外の者の当該貯蔵施設等への立入りを禁止すること。

ロ 見張人に、貯蔵施設等への人の侵入を監視するための装置の有無並びに貯蔵施設等における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該貯蔵施設等の周辺を巡視させること。

5 第二項（第三項及び前項において準用する場合を含む。）の特定核燃料物質の防護のために必要な措置（第一項の表第四号ハ並びに第八号ハ及びニに掲げる特定核燃料物質並びにこれらの特定核燃料物質を照射したものであつて、照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに係るもの並びに同表第十号及び第十一号に掲げる特定核燃料物質を除く。）については、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとしなければならない。

6 第二項（第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、定期的に評価を行うとともに、当該評価の結果に基づき必要な改善を行わなければならない。

（保安規定）

第二条の十二 法第五十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 一五 「略」

2 「略」

（保安規定の遵守状況の検査）

第二条の十三 法第五十七条第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十七条の六第二項の認可を受けた使用施設等については、廃止措置の実施の状況に応じ、毎年四

（保安規定）

第二条の十二 法第五十六条の三第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 一五 「同上」

2 「同上」

（保安規定の遵守状況の検査）

第二条の十三 法第五十六条の三第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十七条の六第二項の認可を受けた使用施設等については、廃止措置の実施の状況に応じ、毎

回以内行うものとする。

2 法第五十七條第六項において準用する法第十二條第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一～四 「略」

「条を削る。」

「条を削る。」

「条を削る。」

(核物質防護規定)

第三條 「略」

一～三 「略」

四 防護区域(第二條の十一の十第一項の表第一号又は第二号の特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域。同項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び立入制限区域。次号において同じ。)の設定並びに巡視及び監視に関すること。

五～十四 「略」

十五 第二條の十一の十第五項に規定する脅威に対する施設の防護措置の詳細に関すること。

十六～十八 「略」

2 「略」

第三條の二 「略」

年四回以内行うものとする。

2 法第五十六條の三第六項において準用する法第十二條第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一～四 「同上」

(使用の技術上の基準)
第三條 「略」

(貯蔵の技術上の基準)
第三條の二 「略」

(防護措置)
第三條の三 「略」

(核物質防護規定)

第三條の四 「同上」

一～三 「同上」

四 防護区域(第三條の三第一項の表第一号又は第二号の特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域。同項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び立入制限区域。次号において同じ。)の設定並びに巡視及び監視に関すること。

五～十四 「同上」

十五 前條第五項に規定する脅威に対する施設の防護措置の詳細に関すること。

十六～十八 「同上」

2 「同上」

第三條の四の二 「同上」

第四条 「略」

第五条 「略」

「条を削る。」

「条を削る。」

(事故故障等の報告)

第六条の十 「略」

一～四 「略」

五 気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の空气中の放射性物質の濃度が第二条の十一の九第四号の濃度限度を超えたとき。

六 液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第二条の十一の九第七号の濃度限度を超えたとき。

七～十 「略」

十一 放射線業務従事者について第二条の十一の四第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十二 「略」

(報告の徴収)

第七条 「略」

2 使用者(法第五十七条第五項に基づき原子力規制委員会が定期に行う検査を受ける者を除く。)は、工場又は事業所ごとに、別記様式第一の二による報告書を毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内

第三条の五 「同上」

第三条の六 「同上」

(工場又は事業所内の廃棄の技術上の基準)
第四条 「略」

(工場又は事業所内の運搬の技術上の基準)
第五条 「略」

(事故故障等の報告)

第六条の十 「同上」

一～四 「同上」

五 気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の空气中の放射性物質の濃度が第四条の十一の九第四号の濃度限度を超えたとき。

六 液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第四条第七号の濃度限度を超えたとき。

七～十 「同上」

十一 放射線業務従事者について第三条第六号イの線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十二 「同上」

(報告の徴収)

第七条 「同上」

2 使用者(法第五十六条の三第五項に基づき原子力規制委員会が定期に行う検査を受ける者を除く。)は、工場又は事業所ごとに、別記様式第一の二による報告書を毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月

に原子力規制委員会に提出しなければならない。

3 「略」

(危険時の措置)

第八条 「略」

「項を削る。」

「項を削る。」

(届出書類の提出部数)

第九条 法第五十五条第二項又は法第五十五条の五第二項の規定に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(身分を示す証明書)

第十条 法第五十七条第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の三によるものとし、法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の四によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第十二条 第四条第二項の書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第三のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

様式第1の3 (第10条関係)

(表 面)

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第6項において準用する同法第12条第7項の規定による

以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

3 「同上」

(危険時の措置)

第八条 「同上」

2 「略」

3 「略」

(届出書類の提出部数)

第九条 法第五十五条第二項の規定に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(身分を示す証明書)

第十条 法第五十六条の三第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の三によるものとし、法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の四によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第十二条 第三条の五第二項の書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第三のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

様式第1の3 (第10条関係)

(表 面)

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第56条の3第6項において準用する同法第12条第7項の規定による

<p>【略】</p>	<p>【同上】</p>
<p>備考 【略】</p> <p>(裏面)</p>	<p>備考 【同上】</p> <p>(裏面)</p>
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)</p> <p>第12条 【略】</p> <p>2～5 【略】</p> <p>6 前項の検査に当たっては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。</p> <p>一 事務所又は工場若しくは事業所への<u>立入り</u></p> <p>二～四 【略】</p> <p>7・8 【略】</p> <p>第57条 【略】</p> <p>2～5 【略】</p> <p>6 第12条第6項から第8項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは「<u>第57条第5項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>四 第12条第6項 (第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、<u>第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第57条第6項又は第64条の3第8項</u>において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)</p> <p>第12条 【同上】</p> <p>2～5 【同上】</p> <p>6 前項の検査に当たっては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。</p> <p>一 事務所又は工場若しくは事業所への<u>立ち入り</u></p> <p>二～四 【同上】</p> <p>7・8 【同上】</p> <p>第56条の3 【同上】</p> <p>2～5 【同上】</p> <p>6 第12条第6項から第8項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」あるのは「<u>第56条の3第5項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>四 第12条第6項 (第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、<u>第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項</u>において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>
<p>様式第3 (第12条関係)</p> <p>【略】</p>	<p>様式第3 (第14条関係)</p> <p>【同上】</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。